佐賀県警察本部

オープンカウンター方式による見積依頼について

随意契約を前提とした見積依頼です。ご提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込）を提示された事業者を契約の相手方といたします。ただし、予定価格をオーバーした場合は不落となります。参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、ご連絡ください。

《留意事項》

１　見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)　警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4)　別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

(5)　物品等の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第１条の規定に基づく入札参加資格を有する者、又は、令和４・５・６年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ、若しくはＤの等級に格付けされた者であること。

２　案件名

案件番号４　ﾎﾟﾘ(ﾋﾄﾞﾛｷｼﾌﾟﾛﾋﾟﾙﾒﾀｸﾘﾚｰﾄ)他の購入

３　仕様書、見積書の問い合わせ、提出先及び納入先

〒８４０－８５４０　佐賀市松原１丁目１番16号

佐賀県警察本部警務部会計課用度係

電話番号　　０９５２－２４－１１１１

ＦＡＸ番号　０９５２－２４－５９７２

４　見積書提出期限

令和８年12月４日（金）午後５時００分　必着

見積書は、持参・郵送を問わず、締切日時必着とします。封筒の表に「案件番号４　オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きしてください。見積書の提出期限までに提出、到達できなかった見積書は無効となります。

※　見積書の様式は、各社の見積書で結構ですが、「見積書記載要領」の内容を満たしていなければ無効となることがありますので、ご注意ください。

５　契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積額は、案件において特段の指示のない場合は、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込）を記載してください。

契約金額は、原則として見積書に記載されている金額（消費税込）となります。

６　見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者のみ連絡します。

７　契約書作成の要否について

否

８　その他

(1)　見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。

(2)　上記５において、同価の見積が２人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定に倣い、「くじ引き」を実施します。

(3)　参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。

(4)　契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。